



報道機関 各位

記者発表資料 令和2年7月1日（水） 問い合わせ先：情報政策部 参事：石崎 担当：青谷 電話：829-1047 内線：2205

マイナポイントの申込みが始まります

マイナンバーカードを活用した消費活性化策である「マイナポイント事業」に向けて、令和2年7月から「マイナポイントの申込み」がスタートします。

さいたま市では、市民の方がマイナポイントを取得できるようサポートを行っています。

1 マイナポイント事業（令和2年9月から令和3年3月まで）

マイナポイント事業とは、国が全国的に実施するもので、キャッシュレス決済で買い物やチャージをした場合、最大5,000円相当のポイントがもらえるものです。

2 マイナポイントの申込み（令和2年7月から）

マイナポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを一つ選択し登録します。

※マイナポイントを申込み前にキャッシュレス決済サービスの登録手続きが必要となります。

3 さいたま市の市民向けサポート

パソコンやスマートフォンをお持ちでない方は、マイナポイントの予約・申込み支援として、区役所区民課でパソコンを使ったサポートを実施しています。

※サポートを受ける場合は、申込み決済サービスのICカードやアプリ等が必要となります。

※一部の決済サービスは、アプリや店頭からしか申込みできませんので事前にご確認ください。

4 その他

- ・マイナポイントを取得するにはマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの交付には一定の時間を要するため、申請はお早めをお願いします。
- ・マイナポイント予約者数が国の予算の上限に達した場合には、マイナポイントの手続きが締め切られる可能性があります。